

規約で引用されている効力日を変更する場合 の留意点

関東信越厚生局健康福祉部企業年金課

2025年3月31日

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1. 諸規程の添付について

- 規約で引用している諸規程の効力日、または引用している諸規程を変更する規約変更を行う場合は、必ず変更前後の諸規程を添付してください。
- 規約に影響がない諸規程の変更の場合でも、効力日を変更する場合には添付が必要です。

2. 有効な諸規程について

- 旧の諸規程につきましては、規約を変更する前に引用していた日において、有効な諸規程となります。
- たとえば、効力日以後、諸規程を数回改定していた場合でも、旧の諸規程として添付するものは、あくまでも旧の効力日現在に有効なものとなります。

【例】

新	旧	(就業規則の改定履歴)	
(加入者) <u>令和7年4月1日</u> 現在において効力を有する就業規則・・・。	(加入者) <u>令和4年5月1日</u> 現在において効力を有する就業規則・・・。	有効	<u>令和4年5月1日</u>
		無効	令和5年4月1日 令和6年10月1日
		有効	<u>令和7年4月1日</u>

! 諸規程の添付誤りが多いため、『引用している効力日』と『諸規程の改定履歴』を再度確認の上、ご提出をお願いいたします。

3. 諸規程の改定日と効力日の関係について

- 規約変更時における引用諸規程の効力日については、必ずしも諸規程の改定日と合わせる必要はありません。

※ただし、効力日は諸規程の改定日～規約の施行日までの日付である必要があります（改定日≦効力日≦ 施行日）。

【例】

(就業規則の改定履歴)

令和 4 年 5 月 1 日

令和 5 年 4 月 1 日

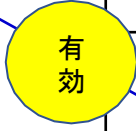
令和 6 年 4 月 1 日

令和 7 年 4 月 1 日

新	旧
(加入者) <u>令和 7 年 4 月 1 日</u> 現在において効力を有する就業規則・・・。	(加入者) 令和 4 年 5 月 1 日 現在において効力を有する就業規則・・・。
(附則) 令和 7 年 6 月 1 日から施行する。	



新	旧
(加入者) <u>令和 7 年 6 月 1 日</u> 現在において効力を有する就業規則・・・。	(加入者) 令和 4 年 5 月 1 日 現在において効力を有する就業規則・・・。
(附則) 令和 7 年 6 月 1 日から施行する。	



どちらも同じ改定日の就業規則を読みます。

4. 申請後に諸規程の改定がなされた場合について

- 引用する諸規程の効力日を、規約の施行日に合わせて変更する場合に注意が必要です。

【例】

(就業規則の改定履歴)

令和 4 年 5 月 1 日

令和 7 年 4 月 1 日 ①

令和 7 年 5 月 1 日 ②

給付設計

読みにいくのは
コチラ

新	旧
③ 令和 7 年 6 月 1 日現在において効力を有する就業規則 (附則) 令和 7 年 6 月 1 日から施行する。	令和 4 年 5 月 1 日現在において効力を有する就業規則

- ❑ 申請時は、①の就業規則を添付（効力日は③で、申請時点では規約上①の就業規則が有効）。
- ❑ 申請後、施行日までの間に②の就業規則に改定。
- ❑ これにより、規約上②の就業規則が有効なものになってしまう。

- このような事案が判明した場合には、すみやかに当局までご連絡をお願いします。

5. 諸規程のインデックス等の貼り付けについて

- 複数の事業所で変更がある場合は、以下を参考に諸規程にインデックス又は付箋の貼付をお願いします。

Point !

- ・ 諸規程にはインデックス又は付箋を貼付してください。
- ・ 新と旧でインデックス又は付箋の色を変えるなど工夫をしてください。
(新規程には青色、旧規程には赤色の付箋を貼付している例です)
- ・ インデックス又は付箋は上下互い違いになるよう貼り付けをお願いします。

新		旧	
(別表) A 事業所		(別表) A 事業所	
加入者	就業規則第●条	加入者	就業規則第○条
休業	育・介規程第●条	休業	育・介規程第○条
基準給与	退職金規程第●条	基準給与	退職金規程第○条
(別表) B 事業所		(別表) B 事業所	
加入者	就業規則第●条	加入者	就業規則第○条
休業	育・介規程第●条	休業	育・介規程第○条
基準給与	退職金規程第●条	基準給与	退職金規程第○条
(別表) C 事業所		(別表) C 事業所	
加入者	就業規則第●条	加入者	就業規則第○条
休業	育・介規程第●条	休業	育・介規程第○条
基準給与	退職金規程第●条	基準給与	退職金規程第○条

【A事業所】



【B事業所】



【C事業所】

